

## 新ごみ処理施設整備構想に対するご意見及びそれに対する考え方について

意見募集期間 : 平成26年7月1日～平成26年7月31日

意見提出者数 : 11名

ご意見数 : 43件

整備構想に盛り込むこととしたご意見(◎): 2件  
 整備構想に盛り込んでいるご意見(O): 15件  
 整備構想に盛り込むことが困難なご意見(X): 16件  
 広域清掃協議会へのご意見(◇): 8件  
 整備構想と直接関係がないご意見(-): 2件

### 1 目的

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1 X	スケールメリットを生かす観点から川島町も組合の構成員に加えられたい。	川島町からの申し入れがないことから、現段階では8市町村での一部事務組合設立を考えています。
2 X	焼却中心主義から脱却し、住民参加による循環型社会の形成を促進するための委員会を設立すべきである。	1に示すように、本構想は2市5町1村が共同で可燃ごみを処理するための新ごみ処理施設(熱回収施設)建設に係る基本方針を示すことを目的としています。
3 X	不燃物、粗大ごみ、ペットボトル等の資源ごみ処理は構成市町村間において民間委託も含め違いがみられる。構成市町村の現在の区分で実施とあるが、本施設の実施内容及び収集運搬、処理等イメージしづらい。	1に示すように、本構想は2市5町1村が共同で可燃ごみを処理するための新ごみ処理施設(熱回収施設)建設に係る基本方針を示すことを目的としています。本施設は可燃ごみ及び粗大ごみの中間処理と最終処分を行う施設で、資源ごみ処理と収集運搬は各自治体の業務となります。

### 3 基本方針について

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
4 O	広域処理は、熱の有効利用、ごみ処理経費の縮減に本当に適しているのか。	3(1)にごみの効率的処理、ごみ処理経費の縮減等の観点から、ごみの広域処理が求められ、埼玉県においてもごみの広域化計画が示されていることを記載しています。
5 O	東日本大震災以来、多様なエネルギー確保が課題とされており、ごみ発電は必須である。	3(4)①に新しい施設は、従来の「ごみを焼却処理する」役割に加え、ごみの持つエネルギーを最大限に回収して発電や温水製造を行うことを記載しています。
6 X	周辺整備施設及び地域おこしについては受益配分に偏重性が生じるので、受益自治体に別途検討をゆだねるべきである。	一部事務組合における構成市町村の機能と負担のあり方等についてはすべての構成市町村の参画のもと協議・調整してまいります。
7 ◎	環境学習に資する見学コースを設けられたい。	環境学習に資する施設とします。3(4)に追記します。
8 ◇	「構成市町村の循環型社会に向けた取り組みの中心的な役割を担う施設とする。」とあるが、「中心的役割」とはどのような意味か。	3(2)①に示す中心的役割とは、発生するごみの約80%を占める可燃ごみの処理を環境に配慮しつつ行うとともに、処理に伴って生じる熱エネルギーの有効利用する施設であることを意味しています。
9 O	新施設は、エネルギーセンターの機能を持つ循環型社会のシンボルとして位置付ける。」とあるが、熱エネルギーの有効利用は施設をつくることだけではなく、様々な方法が考えられる。	3(4)に記載したように電力や温水を施設内で利用するとともに、エネルギーネットワークを介して周辺施設供給すること等を通じて地域コミュニティの拠点となる施設を目指します。
10 ◇	ごみ処理施設の建設が迷惑施設の見返りとするならば、構成自治体の住民全体で考え、納得するべきものであり、先にこのような整備構想が提示されるのは、最初から不透明である。	1に記載したとおり、本構想は、新ごみ処理施設(熱回収施設)建設に係る基本方針を示したものです。また、3(5)に具体的方策として、事業は適宜情報公開するなどして住民の方々と共に進めることを記載しています。

11 ◇	適宜情報公開するなどして住民の方々と共に進める」としているが、「住民」とはどこまでの範囲をいうのか。	構成8市町村の住民を対象範囲としています。
12 ◇	「一般廃棄物処理熱回収施設等整備事業は、構成市町村の緊密な連携のもと、住民生活に真に必要な施設を、効率的かつ経済的な手法で実施することとする」とあるが、「真に必要な施設」とはいかなる判断に基づくものか。迷惑施設としての住民同意のためか。健康増進に寄与するのは、8市町村に及ぶのか。	ごみ処理施設は、住民にとって衛生的な生活を営むうえで不可欠な施設であり、周辺施設に関しては、ごみ処理から回収するエネルギーを生かして地域づくりを進めるとともに、構成8市町村の住民の健康増進・コミュニティの醸成に資するためです。
13 ◇	「住民の声を反映して進める。」とあるが、市町村住民の声を反映とは、このパブリック・コメントのことか。	このパブリック・コメントに加え、説明会、意見交換等を通じて住民意見の反映に努めてまいります。
14 ×	「ごみ処理から回収するエネルギーを生かして健康増進と産業振興を図り、地域おこしと地域づくりを進めます。」とあるが、その施設管理コストまで負担するとすると、広域処理は極めて高いものになる。	1に示すように、本構想は2市5町1村が共同で可燃ごみを処理するための新ごみ処理施設(熱回収施設)建設に係る基本方針を示すことを目的としています。一部事務組合における構成市町村の機能と負担のあり方等についてはすべての構成市町村の参画のもと協議・調整してまいります。
15 ○	施設の整備方針に基づくエネルギー利用を行った場合、周辺施設へ供給されるエネルギーは何パーセント程度になるのか。	4(4)ウ(イ)に発電量等の試算を示しています。
16 ○	具体的方策に示された「エネルギーネットワーク」は、ごみ処理基本計画にあるエネルギーネットワークと同意義とは考えにくい。	本構想では、ごみ処理基本計画に掲げた「ごみ処理広域化でエネルギーネットワークの構築」をより具体的に示しています。
17 ○	余ったエネルギーは、コストと効率から考えれば売電の方が効率的である。	熱の利用効率を高めるためには電気と熱の両方を製造するコージェネレーションを行うことが有効であると考えています。また、4(4)アに製造した電気と熱は所内で利用し、余剰電力はマテリアルリサイクル施設等で利用するとともに、売電することを考えています。
18 ×	健康増進施設や農産物を活用する施設等の利用者は何人程度を想定しているのか。	1に示すように、本構想は2市5町1村が共同で可燃ごみを処理するための新ごみ処理施設(熱回収施設)建設に係る基本方針を示すことを目的としています。具体的な想定利用者数については、今後策定する施設計画等で検討してまいります。

#### 4 ごみ処理施設整備構想

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
19 ○	容器包装法によるビニール類及びプラスチックを焼却対象とすべきである。	4(1)に資源ごみの選別残さを焼却対象ごみとすることを記載しています。
20 ○	莫大な税金を使って建設するのであるから、周辺整備施設を含めて設計・建設に適正を期して、稼働上問題ないようにされたい。	3(2)施設に、真に必要な施設を、効率的かつ経済的な手法で建設することを記載しています。整備に当たっては、専門機関を効率的に活用して、性能上・運営上問題のない施設とし、住民の皆様にご貢献する施設とします。
21 —	食品残さは分別収集し、農業振興を考慮して土づくりの資材として、また剪定枝は木材チップ加工あるいは水分調整後助燃材として利用すべきである。また、容器包装法に定めるその他プラスチック等については処理対象物とするべきである。	各構成市町村のごみの分別区分を踏まえつつ、新たに整備する施設のごみ受入基準について検討し、すべての構成市町村にとって住民サービスの向上につながる施設としてまいります。
22 ×	粗大ごみ処理施設については各自治体既存施設を活用するべきである。	2(3)イに構成市町村の焼却施設以外の中間処理処理施設も稼働後12～36年経過しており、効率的な処理を行うため、新たな施設整備を検討することが必要であることを記載しています。

23 ○	人口減少とごみ処理も減少が見受けられ、家庭ごみの再利用を推進することにより、さらに焼却量を減少させることができる。	4(2)アは人口減少及び資源化の進展を見込んだごみ量としています。
24 ○	法基準をクリアするだけでなく、環境目標を極力高く設定するべきである。	4(3)に新施設の公害防止基準は、技術的にかつ合理的に可能な範囲で上乘せ基準を検討することを記載しています。

## 5 周辺整備施設の検討

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
25 ×	周辺整備施設は遠隔地の住民にとっては利用しづらい。	周辺整備施設までの距離に遠近の差が生じるのは避けがたいことですが、施設利用に係る利便性の向上については別途検討が必要と考えます。
26 ○	周辺整備施設については必要性について十分に検討されたい。	5.(2)に構成市町村の意向及び地元の要望を踏まえたことを記載しています。今後とも住民意見の反映に努めつつ施設整備を進めてまいります。
27 ○	健康増進施設は排熱利用とソーラーパネルで賄える施設とするべきである。	4(4)ウ(イ)に発電量等の試算の中で場外熱供給量を示し、排熱利用により賄えるものとしています。
28 ◇	「来訪者がごみエネルギーを体感でき、気分を癒せるようにするため『足湯』を設けた」との記述があるが、来訪者と健康増進施設に来る人は別なのか。	健康増進施設に来る人も来訪者の一部と考えています。

## 6 配置計画例

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
29 ◎	建設予定地は吉見町大字大串中山在2797-1外となっているが、吉見町ハザードマップによると荒川氾濫時には2~4mの浸水となる。災害時、災害発生後もごみ処理は不可欠であり、浸水対策を考慮すべきである。	浸水対策について十分考慮し、災害対策拠点となる施設とします。3(2)に追記します。詳細については今後の施設計画の中で検討してまいります。
30 ◇	裁判所の和解を遵守すべきであり、吉見町大串地区での建設はすべきではない。	和解が結ばれた昭和61年2月以降、公害防止技術をめぐる技術革新、環境アセスメントなどの関係法令の整備が大きく進み、当時とは状況が大きく変化しています。吉見町内8か所を候補地とし、さまざまな面から客観的評価を行った結果、大串地区の評価が一番高かったため、予定地となったものです。

## 7 ごみ処理施設整備の事業方式

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
31 ○	PFIやDBOといった民間資金を導入した事業運営は、ごみ処理という公共性が高く、かつ環境面でも法規制が重要な事業には馴染まない。	7にPFI及びDBOによる事業運営の導入可能性について検討したうえで事業方式を決定することを記載しています。
32 ×	発注方式は、性能発注ではなく、適正な設計業者を選定して一般競争入札とするべきである。	廃棄物処理施設は、広範囲にわたる技術を採用していること、複雑かつ大規模な技術システムであること、プラントメーカー独自の構造、特許、ノウハウを持っている施設であることから、一般の建設工事のように発注者である市町村が設計を行い、施工のみを契約するという契約方式をとれないという特徴があります。このため、環境省も性能発注に基づく標準仕様書を市町村に提示しているところです。競争性を確保しつつ適正な契約締結に向けて取り組んでまいります。
33 ○	事業方式を決定する際には、情報公開を行い、透明性を確保することを求める。	3(5)に適宜情報公開するなどして住民の方々とともに進めるとともに構成市町村との緊密な連携もとで実施することを記載しています。

## 8 概算事業費

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
34 ×	構成市町村それぞれの負担額を明記すべきである。	負担額については、今後構成市町村の参画のもと、協議・調整をし、決定していくこととなります。
35 ×	熱回収施設及びマテリアルリサイクル推進施設の予定価格は高過ぎる。	金額については、同程度規模の建設実績の平均値により見込んでいます。実際の熱回収施設の建設費は、施設規模、施設が具備する性能、社会経済状況等によって変わりますが、入札・契約について環境省の「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」等を参考としつつ、適正に進めます。
36 ×	概算事業費が171～183億円と示されているが、このうち国からの補助金はいくらであるか示されたい。	今後、施設整備計画を策定し、循環型社会形成推進交付金の交付要綱に照らし合わせ算定し、お示しします。
37 ×	各自自治体でそれぞれにごみ処理施設建設・運営した場合とのコスト比較を行って示す必要がある。	施設の集約化を図ることによりスケールメリットが生じ、処理費用の縮減を図ることが可能です。また、施設の集約化は、単に費用の縮減にとどまらず、より高度な環境対策の実現、発電の実施等を可能にするものです。

## 9 事業工程

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
38 ×	施設建設の事業工程の中に、住民との合意形成に要する期間が示されていない。	事業工程は、法令等に定められた必要対応事項について最低限必要な期間を時系列として示したものです。9⑥に示したそれぞれの対応事項において情報公開及び説明を適切に行い、丁寧な住民との合意形成に努めてまいります。
39 ×	PFIの導入可能性調査はコスト比較だけでは不十分である。	PFI導入可能性調査は、4(3)に記載した環境保全対策の実施を条件としたうえで経済的なメリットを確認するものです。
40 ◇	「民間事業者のPFI事業への参加意向の確認」の意義は何か。	PFI事業の導入に当たって複数の民間事業者の参加が見込まれ、競争性が確保されるか否かを確認するものです。
41 ×	設計と仕様を詳細に作成すれば「適正な技術の評価と公平な審査」は可能であるので総合評価落札方式の導入には反対である。	総合評価落札方式は、入札参加者に対して仕様書に記載していない独自の技術やノウハウの提案を求めるものです。9⑤には、平成18年7月に環境省から出された「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」では、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮し、総合的に優れた内容の契約を実現するための方式として推奨されていることを記載しています。

## 9 その他

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
42 —	この整備構想では維持管理費用が示されておらず、パブリックコメントを募集する段階となっていない。	本整備構想は、1に記載しているように、新ごみ処理施設(熱回収施設)建設に係る基本方針を示すものです。3(2)⑤に記載しているように、今後とも構成市町村の住民の声を反映しつつ整備をしてまいります。
43 ×	広域処理に伴う環境負荷の集積を緩和することを目的としてバイオ処理等の導入により焼却処理量を減らすための財政的投資も行うべきである。	本整備構想は、1に記載しているように、新ごみ処理施設(熱回収施設)建設に係る基本方針を示すものです。ごみ処理基本計画の3-1(4)に生ごみバイオガス化事業等についても検討すること、4-4に「ごみの排出抑制のための方策に関する事項」にごみの排出抑制の取り組みを記載しています。